

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

👉クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る

時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠	緊急事態宣言区域は 1日最大 6万円 、月額換算最大 180万円 その他は 1日最大 4万円 、月額換算最大 120万円	お近くの都道府県の窓口まで
緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自粛により売上が減少	新たな一時金の支給 実施準備中	本年1~3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人 60万円 、個人 30万円	中小企業庁 総務課 03-3501-1768
緊急事態宣言で公演・展示会等が中止	J-LODlive補助金 (キャンセル料支援事業) 実施準備中	キャンセル費用、チケット払戻手数料、公演・展示会等に関連する動画の制作・配信費用を支援 上限 2,500万円	経済産業省 コンテンツ産業課 03-3501-9537
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで 民間金融の申請期限:2021/3/31	3年間無利子、最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)・民間(信用保証) 4千万円 → 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円 → 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 実施準備中	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、 最大 1億円 までを 中小は 2/3 、中堅は最大 1/2 補助 ※売上減等の要件あり	中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
感染防止対策への投資をしたい	持続化補助金 実施準備中	小規模事業者に 最大 100万円 までを 最大 3/4 補助	お近くの商工会 または商工会議所まで
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 実施準備中	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を 最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※テレワーク用のPCが対応したITツール導入(PC/タブレット/スマートフォン等)を支援するテレワーク対応類型は最大150万円	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
地域の公共交通の経営が厳しい	ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続 実施準備中	デジタル化の推進や新技術を活用した感染症対策の導入費用等※ 最大 1/2 補助 ※例:高性能フィルタを有する空気清浄機等	国土交通省地域交通課 03-5253-8396 またはお近くの地方運輸局まで
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 実施準備中	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を 1地域最大 5億円 まで最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	観光庁 観光産業課 03-5253-8330

※持続化給付金と家賃支援給付金は、申請に必要な書類の準備が整わない事業者を対象に、持続化給付金コールセンター 0120-279-292 土、祝日除く
1月31日までに簡単に理由を付してお申し出いただければ、2月15日まで申請いただけます。 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 8:30-19:00

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)	👉オンライン申請の詳細はこちらをクリック
在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金 実施準備中	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大 5万円 助成	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで	
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	中小企業で働く従業員 (パート・アルバイト含む) に対して 日額最大 11,000円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)	
コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金 実施準備中	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	

生活を守る

生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金 多くの自治体で2021年2月末が申請期限	児童扶養手当受給世帯等に対して 10万円 (第2子以降は +6万円) (再支給分の金額を含む) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)	
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:2021/3/31	貸付上限 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) ※令和3年3月までに総合支援資金の再貸付(3か月分)を受けた場合 返済開始時期を 来春3月末 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (毎日9:00-21:00)	👉詳細はこちらをクリック
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期限なし	原則3か月、最長9か月※ 家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00-21:00)	👉詳細はこちらをクリック
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)	